

●保育料の算定方法

保育料は保護者の方の市民税額によって算定されます。

毎年9月で新しい年度の市民税額で保育料を算定し直します。

・令和元年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	平成30年度（29年分の収入）の市民税の額で算定					平成31年度（30年分の収入）の市民税の額で算定						

・令和2年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	平成31年度（30年分の収入）の市民税の額で算定					令和2年度（平成31年～令和元年分の収入）の市民税の額で算定						

各年の1月1日時点で茅ヶ崎市に住民登録がなく、かつ、マイナンバー制度の情報連携により税情報を確認できない方は、保育料を算定するための資料（市区町村民税課税証明書等）のご提出が必要となります。

●算定対象

